雷電線

地域旅客運送サービス継続事業実施方針

（第２期）

令和８年１０月１４日

寿　都　町

岩　内　町

蘭　越　町

黒 松 内 町

1　目的

雷電線は、人口減少や利用者の固定化などを理由に利用者数が減少傾向にあり、それに伴い、国庫補助金が受けられなくなると、バス事業者による運行継続は極めて難しくなります。また、全国的な乗務員不足により事業者単独での運行継続は困難な状況にあり、地域全体での人材や車両の有効的な活用が求められているところです。

これに対し第２期事業では、引き続き、住民の日常生活に必要な移動手段を確保しつつ、限られた財源の中でより効率的かつ実効性の高い運行体制へ再構築を図ります。持続可能な交通体制を確立・整備するための期間として本実施方針を定めます。

2　実施区域

（１）寿都町

新栄町、渡島町、開進町、六条町、樽岸町、湯別町、歌棄町、磯谷町

（２）岩内町

敷島内、野束、清住、万代、御崎、大和、高台、栄、大浜

（３）蘭越町

港町

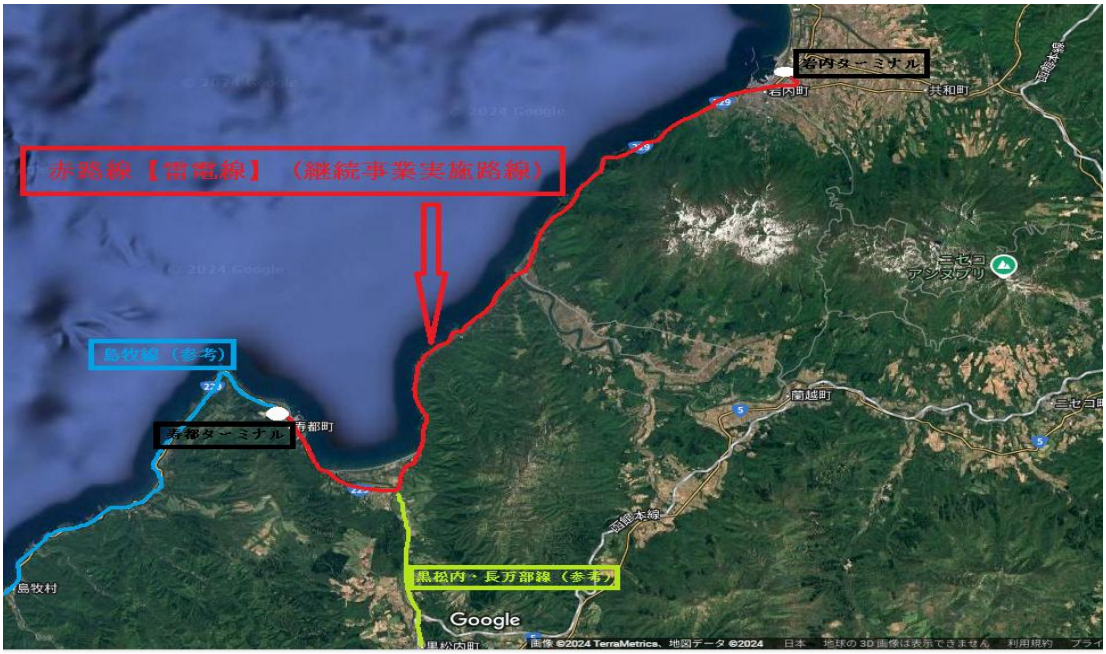
（４）黒松内町

北作開

３　事業を実施する路線等において現に実施されている一般乗合旅客自動車運送事業の状況

【サービス内容】赤路線が地域旅客運送サービス継続事業を実施する路線

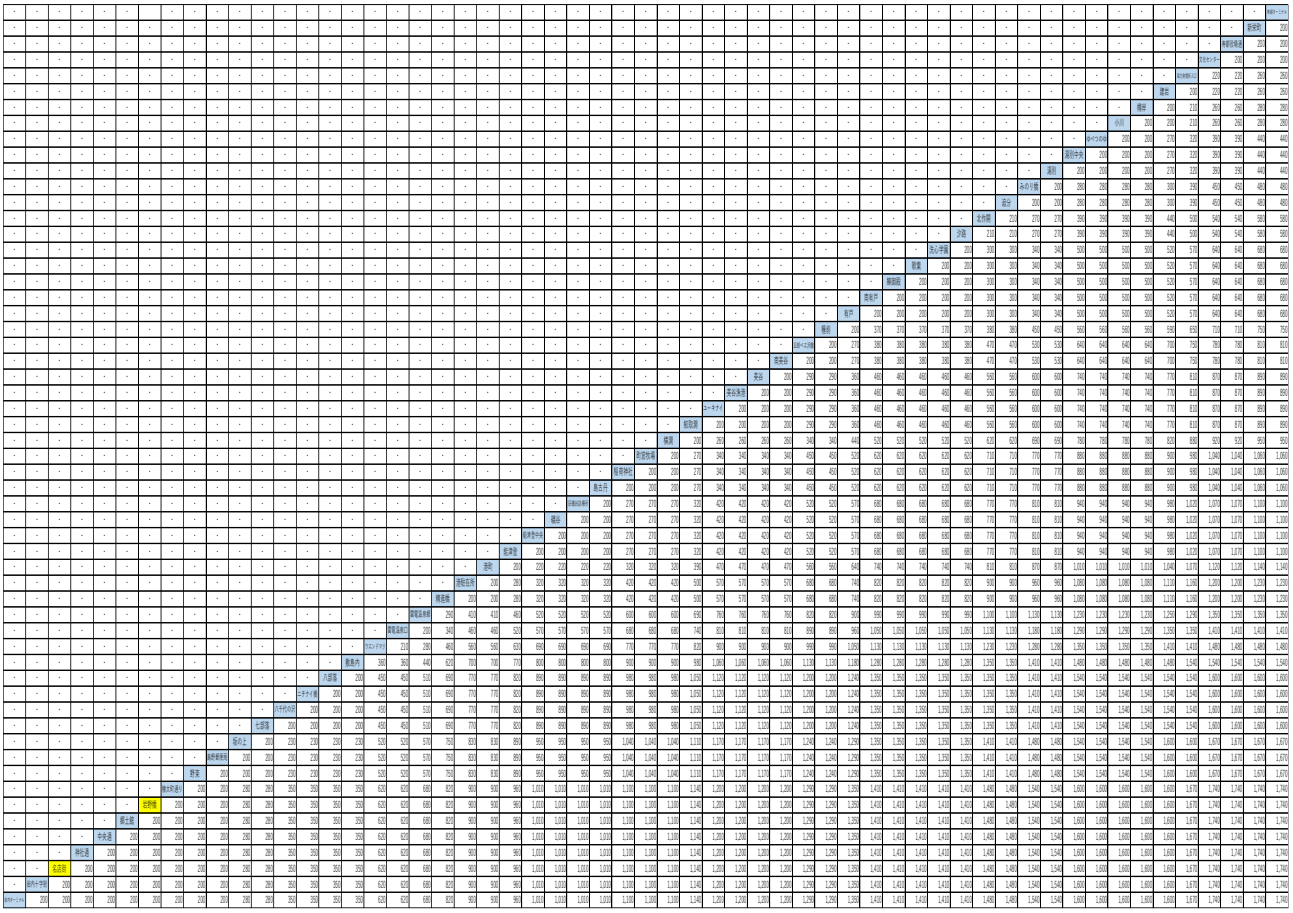
（１）路線



（２）ダイヤ

路線（系統）名	平日		土日祝		事業者名	事業の種類	運行の態様
	往	復	往	復			
雷電線	４便	４便	２便	２便	ニセコバス株式会社	一般乗合旅客自動車運送事業	路線定期運行

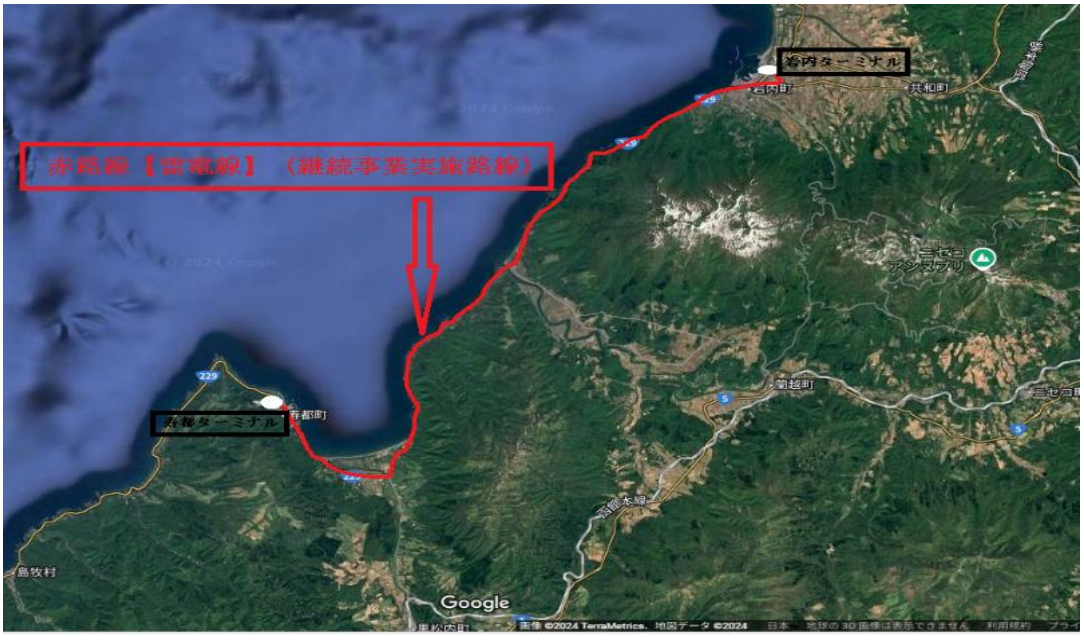
（３）運賃



※拡大版は別紙参考資料として添付

４　３の路線において引き続き実施する運送（継続旅客運送）の内容

（１）路線



（２）運送事業の種類

一般乗合旅客自動車運送事業

（３）態様

路線定期運行

（４）ダイヤ・運賃・運行便数

路線(系統)名	平日		土日祝	
	往	復	往	復
雷電線	４便	４便	２便	２便

①ダイヤ・運賃は、現行を基本としているが、運行経費等を踏まえ、決定した事業者や地域と協議して決定する。

②運行開始後も、利用状況を踏まえて随時見直す。

５　継続旅客運送を実施する者の条件

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）であること。

（３）国税及び地方税を滞納していないこと。

（４）寿都町暴力団排除条例（平成２４年条例第２０号）及び岩内町暴力団排除条例（平成２５年条例第１号）及び蘭越町暴力団排除条例（平成２４年条例第９号）及び黒松内町暴力団排除条例（平成２４年条例第８号）及びに規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと。

（５）道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第４条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けていること。

（６）後志管内において、直近３年間にわたる輸送実績があること。

（７）その他、法令等に違反していないこと又は違反する恐れがないこと。

6　地方公共団体による支援の内容

（１）運行経費に係る補助金の予算措置

（２）地域住民と連携した利用促進策

7　実施予定期間

令和９年４月１日～令和１０年９月３０日

8　公募の期間

令和８年１０月１５日～令和８年１０月２３日

9　継続旅客運送を実施する者の選定の方法

（１）雷電線地域旅客運送サービス継続事業実施事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に基づく公募型プロポーザルを実施

（２）選定にあたっては、寿都町及び岩内町、蘭越町、黒松内町で選出した審査員による審査会を実施

10　その他必要な事項

公募型プロポーザルへの参加にあたっては、募集要項を参照のこと。

【参考】

・北海道後志地域公共交通計画　令和４年度～令和８年度
・北海道後志地域公共交通計画　令和９年度～令和１３年度の次期計画策定中
・寿都町地域公共交通計画　令和９年度～令和１３年度の計画策定予定
・岩内町地域公共交通計画　令和３年度～令和９年度